

【住宅の明渡し請求】

府営住宅は、法令で定められた要件に適合し、かつ入居の承認を得られた方が、適正な住まい方（集合住宅として共同のルールを守り、家賃等の支払いや必要な届け出、承認申請を行うことなど）をされることにより、快適な生活を送ることができます。

ただし、次のような場合は、住宅の明渡しを請求することがあります。

- ・不正行為によって入居したとき。
- ・家賃を3月以上滞納したとき。
- ・府営住宅等又は共同施設を故意に損傷したとき。
- ・正当な事由によらないで、1月以上府営住宅等に居住しないとき。
- ・高額所得者と認定されたとき。
- ・暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明した場合を含む）。
- ・犬や猫等の動物を飼い、他人に迷惑をかけた時、住宅を汚損したとき。
- ・府営住宅条例第16条、第32条から第34条まで及び第37条から第39条までの規定（以下参考）に違反したとき。

〔府営住宅条例より〕

（同居の承認）

第16条 入居者は、当該府営住宅等への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（入居者の保管義務等）

第32条 入居者は、府営住宅等及び共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

第33条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第34条 入居者が府営住宅等に引き続き1月以上居住しないときは、知事の定めるところにより、届出をしなければならない。

（転貸等の制限）

第37条 入居者は、府営住宅等の全部若しくは一部を転貸し、又は入居の権利を譲渡してはならない。

（用途変更の禁止）

第38条 入居者は、府営住宅等の用途を変更してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、他の用途に併用することができる。

（模様替え等の禁止）

第39条 入居者は、府営住宅等を模様替えし、改築し、又は増築してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。